

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年10月

小樽市

目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	小樽市農業の概況	1
2	小樽市農業の現状と課題	1
	(1) 地域農業のシステムづくり	1
	ア 農業の担い手の確保	1
	イ 消費者ニーズと地域農業の結合・強化	2
	ウ 農業団体等の関係組織機能の強化	2
	(2) 生産基盤の整備強化	2
	ア 生産基盤の整備	2
	イ 優良農地の確保と担い手への農地の流動化の促進	3
	ウ 地力の増進	3
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組	3
	(1) 農業経営の法人化の推進	4
	(2) 効率かつ安定的な農業経営の育成・確保	4
	ア 認定農業者制度の活用	4
	イ 新規就農者の育成・確保	4
	ウ 労働力不足への対応	4
	エ 女性農業者が活躍できる環境づくり	4
	(3) 農用地の利用集積と集約化	4
	(4) 多様な農業経営の育成・確保	5
	(5) 営農支援体制の整備	5
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
	(1) 新規就農の状況	5
	(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	5
	(3) 地域での推進する取組	5
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	6
	営農類型1 野菜専業	6
	営農類型2 花き専業	6
	営農類型3 果樹野菜複合	7
	営農類型4 水稻野菜複合	7
	営農累計5 果樹専業	8
	(1) 認定農業者制度の活用	8
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	8
	営農類型1 野菜専業	8
	営農類型2 果樹専業	9
	営農累計3 果樹専業	9
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	9

2	本市が主体的に行う取組	10
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	11
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報 収集・相互提供	11
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標	11
1	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積 の目標	11
2	その他農用地の効率かつ総合的な利用に関する事項	11
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	12
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域 計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業	13
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	13
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	13
(2)	区域の基準	13
(3)	農用地利用改善事業の内容	13
(4)	農用地利用規程の内容	13
(5)	農用地利用規程の認定	14
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	14
(7)	農用地利用規定の特例	15
(8)	農用地利用規程の変更等	16
(9)	農用地利用改善団体の勧奨等	16
(10)	農用地利用改善事業の指導、援助	16
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受け て行う農作業の実施の促進に関する事項	17
(1)	農作業の受委託の促進	17
(2)	農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	17
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	17
(1)	推進体制等	17
5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	17
第7	その他	17

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 小樽市農業の概況

小樽市は、北海道西海岸のほぼ中央に位置し、東に札幌市と石狩市、西に余市町、南に赤井川村と接し、北は石狩湾に面している。東西36キロメートル、南北20キロメートルと東西に長く、南から東にかけてなだらかな山地・丘陵地帯が連なっているため、市街の中心部は三方を山に囲まれている。

本市の地質は、主に安山岩質の火山岩や火山砕屑（せつ）岩及びそれらの二次堆積物によって構成されている。農地は、丘陵部及び河川に沿った完新世の氾濫原堆積物の分布している地域を活用している。

農地の土壌は、主に火山岩や火山砕屑（せつ）岩が風化した生成物、洪積土壌または埴壤土であり、河川流域には、沖積土壌及び砂壤土が見られる。

気候は、対馬暖流の影響を受けた海洋性気候で、夏は晴れた日が多く高温になり、冬は内陸に比べ暖かく、寒暖の差は小さい。

本市の総面積は24,383haで、うち農業振興地域面積は2,987haで、農用地区域面積は108haとなっている。

2 小樽市農業の現状と課題

小樽市の大部分は、背後の諸山に連なる丘陵地で占められ、平地は、いくつかの小河川の河口にわずかに開かれる程度である。

農地は、地理的制約から傾斜地が多く、また面積的にもまとまって形成している地域は少なく、市内全域に散在している。

このような地形的条件から、本市においては農地の土地整備事業を行おうとしても、国、道の事業の採択基準に合うものがほとんどないことから、小樽市と農業協同組合が連携し営農基盤の整備として、現況の農地整備促進事業、農道維持補修事業、施設栽培促進事業（ビニールハウス設置助成等）及び経営改善事業（マルハナバチ・土壌消毒剤導入助成等）を推進しているとともに、集出荷施設の建設、イチゴの育苗事業、野菜産地指定事業を進め、農産物の生産性向上に努めてきているところである。

耕地面積は、182ha（令和3年度）で、畑165ha（普通畑、樹園地、牧草地をいう。）、田17haである。耕地面積は、平成28年度に比べ18ha減少している。

農家戸数は112戸（令和2年度）で、農家戸数は平成28年度に比べ74戸減少している。

耕地面積、農家戸数は年々減少しているが、この主な要因は就農者の高齢化による離農や、後継者が収入の不安定により他産業へ就職する等によるものであり、高齢化の進展等により、今後も減少していくものと懸念される。

農業形態は、野菜を中心に果実、花き、水稲、畜産等多種多様な経営形態を示し、都市近郊型農業であるが、経営規模は零細で、多品目、小面積の栽培が多い。

野菜の主な作付は、トマト、キャベツ、いちご、とうもろこし、かぼちゃ、だいこん等であり、果実では、ぶどう、りんご、おうとう等、花きは、カーネーション、菊、バラ等である。

なお、野菜、果実、花きについては、露地物から施設栽培へと移行し、計画的生産出荷が図られているが、今後の小樽市農業が安定的に発展するためには、農業を取り巻く社会・経済の変化に適切に対応できる施設栽培の推進が引き続き必要である。

（1）地域農業のシステムづくり

ア 農業の担い手の確保

小樽市農業を支える担い手の問題については、担い手の減少と高齢化が進展しており、生産体制の弱体化や農村活力の低下が懸念されている。

本市農業を安定的に発展させるためには、農業を取り巻く社会・経済の変化に適切に対応できる情報の把握、高い技術と優れた経営管理能力を持つ農業者を育成・確保することが強く求められている。このためには、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。））等担い手の育成が重要であり、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等関係機関・団体と連携し、認定農業者制度の普及・啓発、認定農業者・認定志向農業者等担い手を対象にした農地の利用集積、経営管理・生産方式の合理化等に関する重点的指導及び各種研修会の開催等を行っていく。

担い手の育成により、農業が工夫次第で魅力ある職業として選択できる収入の安定的確保への環境整備等を図り、農家子弟の農業への就労を促すばかりでなく、農業以外から農業に意欲のある人材の就農を促進することも必要である。

しかし一方では、本市農業は高齢化が相当に進んでおり、高齢者対策が地域活性化の上で重要なことから、高齢者が受け入れ易い軽野菜の選択、施設栽培での軽作業化への条件整備を図り、労働年齢の延長化と労働力不足への対応等を推進し、農村に住む人々がそれぞれの状況に応じて農業に携われる環境づくりが必要である。

また、女性や後継者の労働を適正に評価するとともに、生活と生産活動を分離した経営参加を促進することに留意し家族がそれぞれの生き方に応じて魅力ある農業経営を目指すことが重要である。

さらに、地域及び営農実態に応じ認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度の普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することが必要である。このためには、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行い、併せて農作業受託による生産組織等により労働力不足への対応を誘導し、協業体制確立による多様な担い手の育成が考慮されなければならない。

イ 消費者ニーズと地域農業の結合・強化

従来の農業生産においては、生産することに重点がおかれ、商品を作るという認識は薄かったが、今後は、市民の健康志向の高まりや、消費面での多様化、個性化がさらに進むものと思われる。このような状況下のなかで、生産者の農産物直売所をも活かした消費者との積極的な交流等を通じ、新しい野菜等の導入や特別な栽培方法、農薬や化学肥料への依存をできるだけ抑える工夫をした農産物（北のクリーン農産物表示制度（イエスクリーン）等に基づく生産集団等の設立が有効である）による販路の拡大等、消費者ニーズに的確に対応し得る多種多様な都市近郊型の農産物の生産を確立する必要がある。

ウ 農業団体等の関係組織機能の強化

地域の農業経営の安定的発展を図るためには、地域農業経済の原動力である農業協同組合が、農業構造の変化に対応した組織化と機能の充実と効率的な組織運営を図るとともに、農業改良普及センターとの連携を密にし、適地適作の営農指導の強化を図る必要がある。

(2) 生産基盤の整備強化

ア 生産基盤の整備

本市の農業基盤整備事業は、地理的条件から傾斜地が多く、地形的にまとまった農地を形成している地域は少なく、散在していることから、国・道の補助事業採択基準に合うものが少なく、ほとんど国・道の事業は実施されていない。今後も大規模な整備事業の実施は難しいが、零細な規模の農地を高度利用することにより生産性を高めることが重要であり、このためには小樽市と農業協同組合及び生産者団体が連携し、野菜を中心とした施設栽培の整備充実を図っていくとともに、現在進めている農地整備促進事業、農道維持補修事業、施設栽培促進事業、経営改善事業を今後も引き続き推進していく必要がある。

また、機械の共同利用や共同作業等を行う営農集団の育成、野菜づくりに欠かすことのできない用水の確保、土壌維持増進に努めるとともに、広域農道を利用した新鮮な野菜・果実の直接販売等経営の多角化を図っていくことが必要である。なお、生産基盤の整備に当たっては、自然環境の維持・保全に留意し、推進していくことが肝要である。

イ 優良農地の確保と担い手への農地の流動化の促進

最近の農用地をみると、後継者不足、高齢農家の増加や将来農業への先行き不安などから、経営の縮小、離農等による遊休農地の増加が懸念されており、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等担い手への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努めていかなければならない。また、処分希望農地、規模拡大志向者、新規就農希望者等の情報収集に努めることにより、今後の農地流動化を促進し、認定農業者、生産組織等多様な担い手への円滑な農用地の集約化を図り、優良農地を確保していく必要がある。

ウ 地力の増進

農業の機械化が進むにつれて、たい肥等有機物の施用不足や化学肥料・農薬の多用、連作等により土壌が悪化し、作物の減収や品質低下を招いている。

しかし、地力の維持増進は、消費者ニーズに対応した良質で安全な農産物の生産のほか、安定した収量の確保及び低コスト生産など経営の安定を図る上で基本的な事項である。

このためには、土地改良はもとより計画的な土壌改良や地域内畜産農家との耕畜連携によるたい肥の有効活用及び各農家における緑肥生産による土壌への有機物の施用、土壌診断による適正な施肥管理、輪作等、総合的な対策を講じ、健康な土づくりとクリーン農業に努めていかなければならない。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとする。

具体的な経営の目標は、小樽市における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する農業所得（主たる従事者 1 人当たり年間おおむね 400 万円）、労働時間（主たる従事者 1 人当たり年間 1,800~2,000 時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

この目標を達成するため、農業者、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等関係団体・機関等と相互十分に協議し合い、農業経営の改善、育成を図っていくとともに、農業改良普及センター等の営農指導の下に、高収益作物や新規作物の導入と産地形成を促進する。土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農作業受委託の促進を図り、規模の拡大を推進する。

また、地域の農地の利用状況などの実態に応じた農地所有適格法人以外の法人等による農地の有効利用の確保を図る。

(1) 農業経営の法人化の推進

農業者人口の減少、高齢化の進行、労働力不足に直面する中で地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため 1 戸 1 法人、農外企業の参入など地域の実情に応じた法人化を推進することとし、そのメリットや手続き、経営管理の方法等について関係者への普及、啓発を実施す

る。今後本市にとって農業従事者の減少、効率的な生産性、労働力確保は近い将来必要となることも考え北海道農業経営基盤強化促進基本方針などを踏まえ令和12年度における農業法人数の設立目標数を2経営体（令和3年4月現在1経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

（2）効率かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業制度を活用し農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなどの関係機関、団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦、親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する

イ 新規就農者の育成・確保

小樽市の農業が将来に向け持続的に発展していくには、次代を担う新規就農者の育成、確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と感心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報発信や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる地域に見合った技術、経営指導、指導農業士等との連携など、地域の研修体制の充実・強化等により就農から経営安定までの総合的な支援、地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や農業機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代等、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

ウ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材など、多種多様な人材確保と障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取り組みを推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術を積極的に推進する。

エ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営、社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化、グループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

（3）農用地の利用集積と集約化

「地域計画」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

（4）多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工、直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成、確保

を図る。

(5) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、農業ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用マッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の状況

小樽市の平成28年以降の新規就農者は7人であり、過去5年間若干の増加傾向にあるが、従来からの基幹作物であるトマトの産地としての生産量の維持、拡大を図っていくため、将来に渡って地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、小樽市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者及び220人の法人への新規雇用就農者の育成・確保目標を踏まえ、小樽市においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の設立を検討する。新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標については、小樽市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を概ね達成することを目標とする。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得とする。

(3) 地域での推進する取組

①従来からの基幹作物であるトマトを栽培する忍路、蘭島地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（1人程度）を重点的に進め、JA新おたる等と連携し栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、例示すると次のとおりである。

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 ・ 野菜 専業	〈作付け面積等〉 施設野菜 いちご 20a トマト 20a きゅうり 10a 経営耕地面積計 50a	〈機械施設装備〉 トラクター1台 ロータリー 1台 畦たて機 1台 マルチャー 1台 動力噴霧器 1台 かん水装置 1台 除雪機 1台 軽トラック 1台 ホーラー 1台 温湯暖房機 1台 栽培ハウス 17棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計 画、労務、財務、ハウス・ ほ場管理 ・作目別原価の把握、コ スト分析 ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の分析 による消費動向に的確に 対応した計画的出荷、販 売 ・作目間の労働調整	・省力化技術の導入 ・農繁期の臨時雇用 従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 ・ 花 き 専業	〈作付け面積等〉 トルコギキョウ 10a スプレーカーネ ション 10a 経営耕地面積計 20a	〈機械施設装備〉 トラクター1台 ロータリー 1台 畦立て機 1台 かん水装置 1式 ロータリーティラ 1台 除雪機 1台 軽トラック 1台 栽培ハウス 7棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計 画、労務、財務、ハウス・ ほ場管理 ・作目別原価の把握、コ スト分析 ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の分析 による消費動向に的確に 対応した計画的出荷、販 売 ・作目間の労働調整	・省力化技術の導入 ・農繁期の臨時雇用従 事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
----------	------	------	---------	----------

3 ・果樹野菜複合	〈作付け面積等〉 おうとう（雨よけ、施設）20a ぶどう（露地）30a トマト（施設）10a いちご（施設）20a 経営耕地面積計80a	〈機械施設装備〉 ロータリー(1.5m) 1台 乗用草刈機(22ps) 1台 <u>トラクター1台</u> ローター（1.6m）1台 畦立て機 1台 マルチャー 1台 動力噴霧器 1台 かん水装置 1式 除雪機 1台 軽トラック 1台 ホーラー 1台 栽培ハウス 17棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ハウス・ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の分析による消費動向に的確に対応した計画的出荷、販売 ・作目間の労働調整	・省力化技術の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
--------------	---	---	--	--

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
4 ・水稻野菜複合	〈作付け面積等〉 水稻 1ha トマト（施設）30a かぼちゃ（露地）70a 経営耕地面積計 2.0ha	〈機械施設装備〉 出芽機 1台 <u>トラクター</u> 1台 除雪機 1台 ロータリハロー（1.6m）1台 畦立て機 1台 マルチャー 1台 動力噴霧器 1台 かん水装置 1式 軽トラック 1台 ホーラー 1台 プラウ 1台 トラクタ 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 栽培ハウス 10棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ハウス・ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・青色申告の実施 ・市場情報、動向の分析による消費動向に的確に対応した計画的出荷、販売 ・作目間の労働調整	・省力化技術の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と経営管理の方法	農業従事の態様等
------	------	------	---------------	----------

5 ・ 果 樹 専 業	<作付面積等> ・醸造用ぶどう 6.0ha 経営面積計 6.0ha (うち成園 5.5ha)	<機械施設装備> ・乗用型トラクター(30PS) 1台 ・乗用トラック(2tダンプ) 1台 ・スピードスプレーヤー (共同利用) <その他> ・販売方法は、醸造メーカ ーとの契約販売	・パソコンによる経営計画、 労務、財務、圃場管理 ・安定生産に向けた出荷 契約の締結	<労働> ・家族 2人 3,130時間 ・雇用 2,460時間 (主たる従事者 2,000時間/1人)
----------------------------	--	--	---	---

(1) 認定農業者制度の活用

農業経営改善計画の作成指導や認定後の計画達成に向けてフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦、親子間の計画の共同申請を推進するなど効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するとともに担い手が主体性と、創意工夫をしながら経営発展できるよう農地の集積や集約化、経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入、活用を支援する。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標を達成し得る青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者の指標は次のとおりである。

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 ・ 野 菜 専 業	<作付面積等> ハウストマト (促成) 10a (半促成) 30a (夏秋どり) 10a 経営面積計 50a	<機械施設装備> 乗用型トラクター(22PS) 1台 歩行型トラクター(3,7PS) 1台 農用トラック(軽トラ) 1台 動力噴霧器 1台 ロータリハロー(1.6m) 栽培ハウス 15棟	・高収益野菜に特化し 所得の確保を図る ・社会活動により生産 技術の向上 ・共選施設、労働力支 援組織の活用 ・経営計画、労務、財 務、圃場をパソコン で管理 ・原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対 応 計画的生産・販売	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <農業所得> (家族労働力)
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等

2 ・ 果 樹 専 業	<作付面積等> リンゴ 3.0ha おうとう (雨よけ) 60a おうとう (露地) 10.2a プルーン 30.6a ぶどう (露地) 30.6a 面積計 4.4ha	<機械施設装備> 乗用型トラクター(22PS) 1台 農用トラック(2Tダンプ) 1台 おうとう雨除けハウス 6棟 <共同利用> 乗用型トラクター(37kw) スピードスプレーヤー <その他> 防除・施肥技術は、クリーン 農業技術体系を基本とする。 販売方法は、市場出荷 ほか直売を実施する。	パソコンによる経営計画、 労務、財務、圃場管理 作物別原価の把握と分 析 市場動向に的確に対応 した計画的生産・販売 作物間の労働調整 販売網の多用化や有利 な販売体制の確立	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 <農業所得> (家族労働力)
----------------------------	---	--	---	---

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様等
3 ・ 果 樹 専 業	<作付面積等> ・醸造用ぶどう 6.0ha 経営面積計 6.0ha (うち成園 5.5ha)	<機械施設装備> ・乗用型トラクター(30PS) 1台 ・乗用トラック(2tダンプ) 1台 ・スピードスプレーヤー (共同利用) <その他> ・販売方法は、醸造メーカ ー との契約販売	・パソコンによる経営計 画、労務、財務、圃場 管理 ・安定生産に向けた出 荷契約の締結	<労働> ・家族 2人 3,130時間 ・雇用 2,460時間 (主たる従事者 2,000時間/1人)

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

小樽市の農産物、主に野菜等を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を維持するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した人材の確保、育成に取り組む。このため認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、研修・指導、相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農促進のため、これらの青年等に対する就農に関する様々な情報提供、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための

支援等を行う。更に、本市農業の将来を担う幅広い人材確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など、農業に関わる多様な人材に対して、地域に対して、定着し活躍できるよう必要な情報提供、研修会等を行う。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住等の相談があれば本市関係各課に繋ぎ、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等の確保、資金調達等の情報提供、サポートを行う。

公益財団法人北海道農業公社や後志農業改良普及センター、JA新おたるなどと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする

また、就農後の定着に向けて販路、営農面等の様々な相談対応、他の農家等との交流、必要なサポートを行う。

小樽市が主体となって北海道立農業大学校や後志農業改良普及センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、JA新おたると連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために就農者の交流会等行事への参加を促すとともに、小樽市認定農業者との交流の機会を設ける。また、商工会等と連携して直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携、役割分担の考え方

小樽市は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械のあつせ

ん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 農業委員会は、新たに農業経営を営もうとする者に対して、農地に関する相談対応、農地に関する情報提供を行う。

② 個々の集落等（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受入れるための地域のコミュニティづくりを行う。

③ 就農に向けた情報提供及び就農相談については、担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては後志農業改良普及センター、JA組織、小樽市認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

小樽市は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携し、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関に情報提供、さらに、新たに農業経営をする者が円滑に移譲を受けられるよう関係機関と連携し、円滑な継承に向け、サポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
70%	

(注) 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

○ 効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積についての目標

本市は、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地面積の割合が高まるよう努めるものとする。

2 その他農用地の効率かつ総合的な利用に関する事項

○ 農用地の集約化に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持、確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、農用地利用改善事業農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化策を積極的に推進する。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率、及び労働生産性の更なる向上に向けた生産基盤の整備、及びそれに伴う換地または交換分合などの農地流動化策も活用し、農用地の集約化を推進する。

本市の農業の現状から農用地の集約化に関する目標を達成するため以下の取組みを行う。

○本市農業は、傾斜地が多い等地形上の制約からまとまった農地を形成している地域が少なく、市内に散在していることから、土地利用型農業を難しくしており、耕地面積が1ha未満の小規模営農の農家が大多数を占めている。このことから、農地を効率的に利用でき生産性の高い営農が期待できる施設園芸栽培を中心に展開されている。

また、営農環境は、農業従事者の高齢化が著しく進展し、後継者のいる農家も極めて少ない状況である。

このように、本市農業を取り巻く情勢が依然厳しい中で、農業を持続的に発展させていくには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保することが必要であり、経営改善に取り組む認定農業者制度の普及を図りながら、農用地の受け手を確保し農用地の集約化を推進することが求められている。

また、本市農業地域は、都市近郊に位置することから、都市型農業の優位性を活かした新鮮で安心・安全な農産物の生産地域として、また、市民農園の活用等、都市住民に対して農業体験の場の提供を行う役割として、農用地の機能を多面的な観点から活用し農用地の有効利用の確保を図ることが求められている。

以上の点から、農用地の集約化に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、農用地の集約化の対象者の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農用地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた農業経営への農用地の集約化の取組を促進する。

また、担い手不足や農用地の利用等の現況から、地域農業の維持が難しい地域においては、話し合い活動の中で十分な調整を行い、関係機関、団体が連携し関係者の合意の下、農地利用改善団体など特定農業団体の設立などを検討し、農用地の利用の改善を促進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

小樽市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、小樽市農業の地域特性、すなわち多種多様な経営形態をもつ都市型農業の特性を十分に踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率かつ総合的な利用の推進を図る。

小樽市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他のお委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- 4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

小樽市全域(都市計画法第7条第1項に定める市街化区域を除く)を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組みを行い、農用地の集約化が図れるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基

準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- (1) 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する当該区域の基幹作物等の農繁期を可能な限り除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の公報、インターネット等の利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- (2) 参加者については、農業者、市町村、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受けての意向が反映されるように調整する。
- (3) 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。
- (4) 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるよう設定することとし、その上で様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- (5) 地域計画の策定に当たって、北海道、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

小樽市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的まとまりのある地域とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱第11の3の(1)の様式第4号の認定申請書を小樽市に提出して、農用地利用規程について小樽市の認定を受けることができる。
- ② 小樽市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 小樽市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を小樽市公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 小樽市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農

作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

（7）農用地利用規程の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

③ 小樽市は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を小樽市公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、小樽市に意見書を提出することができる。

④ 小樽市は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、小樽市は(5)の①の認定を行う。

ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。）第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

⑧ ①の認定を受けた団体は、農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

（8）農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、小樽市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところに

より、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を小樽市に届け出るものとする。
- ③ 小樽市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第 13 条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 小樽市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規定を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 小樽市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

小樽市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 推進体制等

小樽市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について各関係機関・団体、それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取組を目指す。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 小樽市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 小樽市、小樽市農業委員会、JA新おたる農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については別に定める。

附 則

この基本構想は、平成18年9月 7日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成23年10月25日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月22日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年11月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年10月24日から施行する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。